

# 構内電気設備補修工事

工 事 件 名	構内電気設備補修工事	1 / 5
種 別	表 紙	縮 尺
陸上自衛隊久里浜駐屯地 作成年月日：令和 7 年 4 月 1 6 日		

## 特記仕様書

1	工 事 件 名	構内電気設備補修工事
2	工 事 場 所	神奈川県横須賀市久比里2-1-108号館
3	工 期	契約締結日から令和8年3月31日まで
4	工 事 概 要	変圧器交換1台、付属機器交換1式
5	一 般 事 項	

- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊久里浜駐屯地で実施する「構内電気設備補修工事」について、必要な事項を規定する。
- (2) 本仕様書及び図面に記載のない事項については、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）「国土交通省営繕部監修」による他、関係諸基準による。
- (3) 本仕様書の記載事項に疑義を生じた場合は、すべて監督官と協議する。
- (4) 本工事実施に際し、本仕様書に明記なき事項についても施工上、当然処置すべき事項は請負業者の負担において実施するものとする。
- (5) 現場の納まり及び取り合わせ等により軽微な変更の必要性が生じた場合は監督官と協議し実施するものとする。
- (6) 請負業者は現場代理人及び主任技術者を指名し、関係諸法令に従い本工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督を行うと共に、火災、盗難、その他の災害の防止について十分注意を払う。また、工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行う等の事故防止に努めること。なお、工事災害等は請負業者が自らその責を負う。
- (7) 仮設材料以外の材料はすべて新品とし、JIS規格等の適用品とする。これらの適用品以外の物については、監督官と協議する。
- (8) 工事写真は工事着工前、完成後、工事隠ぺいとなる箇所、材料搬入、主要な工事段階の工事状況、その他監督官の指示により計測等を実施した箇所の写真を撮影すること。また、工事完了後はすみやかに整理し提出する。

- (9) 工事に必要な電気・水道は、原則として請負業者の負担により発電機及び給水タンク等を設置する。やむを得なく官側の施設を使用する場合は有償とし、請負業者の負担によりメーターを設置する。その場合の支払い方法は別に示す。
- (10) 金属類他売払い可能な発生材は発生材調書を作成し、監督官の示す場所に集積するとともに、その他の産業廃棄物においては請負業者にて処分後、必ず manifests E票の写しを官側に提出するものとする。

工 事 件 名	構内電気設備補修工事	2 / 5
種 別	仕 様 書	縮 尺
陸上自衛隊久里浜駐屯地 作成年月日：令和 7 年 4 月 16 日		

6 特記事項

- (1) 本工事は第13地上変台の変圧器及び付属機器等の交換を行うもの。
- (2) 電気設備工事
  - ア 対象場所は以下の通りである。  
第13地上変台（108号館）

イ 交換機器は以下に示す同等品以上とする。

建物番号	交換機器名	数量	既存型式番号
108号館	変圧器	1	油入 6KV 3相30KVA (50Hz)
	ダイヤル温度計	1	上記付属品
	高圧機器内配線用電線	5	6KV KIP 14mm <sup>2</sup>
	高圧カットアウト(箱形)	5	7.2KV 30A PFH-2
	高圧万能形源流ヒューズ	3	7.2KV G7A PFU-1
	高圧万能形源流ヒューズ	2	7.2KV G25A PFU-1

- (3) 本工事の作業は1日（8時15分～16時30分の間）で完了するように工程を組む。
- (4) 変圧器等重量物の搬出、搬入の経路及び運搬方法を検討し、監督官と協議する。
- (5) 既設の変圧器は絶縁油を抜いて官側の指定する場所に運搬する。その際運搬は請負業者で行う。また抜いた絶縁油は場外処分後、「産業廃棄物管理表」（マニユフェスト）A票～E票の写しを契約期間内に1部官側に提出する。
- (6) 新設する機器については事前に試験成績表等を官側へ提出し、承諾を受ける。
- (7) 施工に伴う停電は、停電範囲が最小限になるよう努めるとともに停電の日時については監督官と協議する。その際、停電計画書を事前に提出すること。

7 完成検査

配線完了後、官側立ち合いのもと絶縁抵抗試験及び耐圧試験を行うものとし、絶縁抵抗値は30MΩ以上、耐電圧試験は印加電圧を最高使用電圧（6,600V）の1.5倍、印加時間を10分間として試験を行う。

工 事 件 名	構内電気設備補修工事		3 / 5
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊久里浜駐屯地 作成年月日：令和 7 年 4 月 1 6 日			